

永遠法と自然法

－トマス・アクィナスにおける自然法の超越性について－

佐々木 亘

Eternal Law and Natural Law

－On the Transcendent Character of Natural Law in Thomas Aquinas－

Wataru Sasaki

トマス・アクィナスによると、「法」は至福へと、さらに共同善へと秩序づけるものである。その根源となっているところのものが「永遠法」であり、永遠法とはすべてのものを支配している神の統率理念に他ならない。すべてのものは、被造物である限り、永遠法に服している。しかし、その服属の仕方には、「能動と受動」という仕方と「認識」という仕方の二通りがあり、すべてのものは前者の仕方でも永遠法に服しているが、理性を有するものは、後者の仕方でも永遠法に服しており、卓越した仕方でも神の摂理に服属している。理性的存在におけるこの永遠法の分有が「自然法」として位置づけられ、それによって然るべき「はたらき」と「目的」への自然本性的な傾きを有するわけである。したがって、人間はこの自然法を通じて、永遠なる神の摂理に何らかの自体的な仕方でも与っているものであり、そこに、自然法の超越性が認められると言えよう。

Key words: [似姿としての主] [共同体] [共同善] [永遠法] [自然法]

(Received September 17, 2008)

序

トマス・アクィナスによると、「自然法」は「永遠法」の分有として位置づけられている。筆者はこれまで、二つの著書を通じて、自然法について論じてきた。まず、「統率」という観点から、両者の関係は次のように言えよう。

理性的被造物の場合、自らに内在する「自然本性的な傾き」とは、「自己の統率」を「神の統率」へと方向づけるところの、理性的本性にとっての「固有な傾き」である。そして、この「傾き」は、理性に属する規則や基準としての性格を有しており、「法」として捉えられる。しかも、この傾きを有するという事は、かかる被造物にとって、本来「自然本性的」であるから、理性的被造物における「永遠法」の分有は、「自然法」として位置づけられる⁽¹⁾。

次いで、共同体における共同善への運動という観点からは、次のように考えられる。

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

人間は自然法を通じて徳への傾きを有しており、共同善へと秩序づけられている。人間は、いかなる悪に沈もうとも、人間のうちには共同善へと向かわしめる自然法が内在している。その限りにおいて、自然法の規定そのものが、人間における理性的な本性の、原初的な、そして究極的な表現であると言わなければならない。自然法の規定に即して徳へと秩序づけることが、一人一人の実存的な課題となるのである⁽²⁾。

このように、自然法とは、人間を共同善へと秩序づけ、自己の統率を神の統率へと向かわしめる内的な傾きであると言えよう。その意味で、人間はこの自然法を通じて、個別的な仕方での完成へと導かれる。自然法は、人間の運動、すなわち、至福である究極目的への運動において、人間を正しく導くというきわめて重要な役割を担っている。

しかるに、自然法は永遠法の分有に他ならない。では、人間において、自然法と永遠法はいかなる関係にあるのであろうか。そもそも、「永遠法の分有」とは、我々にとっていかなる意味を有するのであろうか。本稿では、永遠法と自然法の関係に関する考察を通じて、自然法の超越性を探っていきたい。

I. 法とは何か

まず、そもそも「法」とは何を意味するのであろうか。トマスは『神学大全』第二—一部第九〇問題第二項で、「法 (lex) は常に共同善 (bonum commune) へと秩序づけられているか」を論じており、その主文で次のように言っている。

「実践理性 (ratio practica)」が係わるころの、実践的なことがらにおける第一の「根源 (principium)」は「究極目的 (finis ultimus)」である。しかるに、先に示されたように、人間的な生に関する究極目的とは、「幸福 (felicitas)」、ないし「至福 (beatitudo)」である。それゆえ、「法」は、最高度に、「至福へと存する秩序づけ」に関係しなければならない。その一方、「部分」はすべて「全体」へと、「不完全なもの」が「完全なもの」に対するように秩序づけられており、一人の人間は、完全な「共同体 (communitas)」の部分であるから、法は、本来、「共通の幸福への秩序づけ」に関係することは必然である。(中略) いかなる類においても、「最高度」に語られるところのものが、他のものの根源であり、それ自身への秩序づけに即して他のものは語られる。(中略) したがって、法は「共同善」への秩序づけに即して最高度に語られる以上、特殊なはたらきに関する他のいかなる規定も、「共同善への秩序づけ」に即することなしに法としての性格を持つことはない。それゆえ、法はすべて、共同善へと秩序づけられている⁽³⁾。

この個所の分析に入る前に、人間の位置づけについて、確認しておかなければならないであろう。トマスにおいて、人間とは何よりも神の「似姿 (imago)」に他ならない。似姿とは、もともと、範型に対する「種における、ないしは少なくとも種の何らかのしるしにおける類似性」と「起源」をもって、範型から表出されているものであり、どれだけ神を似姿として表現するかは、「この人間」の主體的なはたらきにかかっている。さらに、神への運動における人間の

「完全性」が、似姿の「表出性」として示される。「似姿である人間がどれだけ範型である神を表現しているか」という「表出性」が、範型である神に「似ているとか、似ていない」という「類似性」として表示されるわけである⁽⁴⁾。

人間は、人間である限り、範型である神を似姿として表現している。人間は、自らのほたらきの「主 (dominus)」であり、その意味で「似姿としての主」に他ならない。すなわち、人間は、「完全な似姿への運動」における「自らのほたらきの主」である。人間は、「動かされる自己」との関連において、「自らを動かす」ことができ、自らを「僕」と位置づけることによって、「主」となり得る。「自らの意志によって動かされる」という点に、似姿の超自然本性的な完全性へと至る「人間的行為の可能性」が成立しており、人間は、その可能性において、「似姿としての主」なのである⁽⁵⁾。

このように、自らのほたらきの主として完全な似姿へと向かうという点に、人間の個人的な超越性が成立している。一人一人の人間は、どんなに不完全で醜い存在であるとしても、永遠で無限である神を何らかの種的な仕方でも表現しており、より完全な似姿へと向かう運動において、自らのほたらきの主である。そして、この点において、「能動と受動」の動的な構造が認められる。人間の「能動性」は、「動かされる自己」という「受動性」に基づいて成立しているのである。

したがって、「実践的なことがらにおける第一の根源は究極目的である」ということは、人間のかかる運動が「究極目的への運動」であることに基づいていることを意味している。そして、「人間的な生に関する究極目的とは、幸福、ないし至福である」から、この「究極目的への運動」は「至福への運動」と言い換えられる。法はこの運動に必然的な仕方でも係わっており、「法は、最高度に、至福へと存する秩序づけに関係しなければならない」。

しかしながら、人間はたしかに究極目的への運動において、「個としての超越性」を有しているとしても、人間そのものは何らかの共同体において存在している。そのため、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられており、一人の人間は、完全な共同体の部分であるから、法は、本来、共通の幸福への秩序づけに関係することは必然である」。人間の個人的超越性をいかに強調するとしても、人間そのものは「共同体の部分」に他ならない。

その結果、法は個々人の至福へと関係づけられるだけでなく、全体としての共同体という観点から、必然的な仕方でも、共通の幸福への秩序づけに関係することになる。そして、この場合の「共通の幸福」とは、何よりも「共同善」として捉えられる。したがって、「法は共同善への秩序づけに即して最高度に語られ」、「法はすべて、共同善へと秩序づけられている」のである。

II. 永遠法とは何か

人間が共同体の部分と言っても、人間の個人的超越性が全体である共同体の中で解消されたり、埋没されるわけではない。いかなる状況にあっても、人間は「似姿としての主」である。したがって、人間においては、「個と共同体の関係」がつねに問われることになる。ペルソナとし

ての人格的な実存性は、「共同体の部分」という仕方では、現実的に位置づけられるのである。

では、共同体の部分という点に、「似姿としての表現」はどのような仕方では係わるのであろうか。トマスは『神学大全』第二—一部第九—問題第一項で永遠法の存在について論じており、その主文で次のように言っている。

先に言われたように、法とは、或る完全な共同体を統率する「統治者 (princeps)」における、実践理性の何らかの「命令 (dictamen)」に他ならない。しかるに、第一部で示されたように、世界が神的な「摂理 (providentia)」によって支配されていることを認めるならば、宇宙の共同体全体が神的な「理念 (ratio)」によって統率されているということは明らかである。そしてそれゆえ、神において宇宙の統治者におけるように存するところの、諸事物の統率理念そのものは、法としての性格を有している。また、箴言第八章で言われているように、神的な理念は何も時間に基づいて把握するのではなく、永遠なる把握を有することから、このような法は「永遠的」と呼ばれなければならない⁽⁶⁾。

法は実践理性による何らかの命令であるが、その場合の理性とは、より厳密には完全な共同体を統率する統治者のうちに見出される。たとえば、「家」は不完全な共同体であるから、家の主人が発する命令は、厳密な意味での法としての性格には達していない⁽⁷⁾。したがって、「いかなる規定も、共同善への秩序づけに即することなしに法としての性格を持つことはない」という場合の「共同善」とは、「完全な共同体」における共同善ということになる。

しかるに、宇宙全体という意味での、究極的な共同体は、神の摂理によって支配されている。すなわち、「宇宙の共同体全体が神的な理念によって統率されている」のである。じっさい、人間は自らのほたらきの主であると言っても、その場合の「主権」は、あくまで「自らのほたらき」に限定され、人間は、このような主として、神から統率されている。逆に、神の統率の外にあるようなものは、何一つ想定することができない。

それゆえ、神における「諸事物の統率理念そのものは、法としての性格を有している」。さらに、神が何かを把握するとしても、それは、時間的な仕方ではあり得ない。神は永遠で無限であるから、その把握は永遠的でなければならない。そのため、神における万物の統率理念は、「永遠法」として位置づけられる。この意味で、人間における「似姿としての表現」は何らかの仕方では、神の永遠なる統率理念に係わっていると考えられる。

しかるに、トマスは、『神学大全』第一部第一三問題第七項で、「被造物への関係を意味する名は神について時間 (tempus) に基づいて語られるか」という問題を扱っており、その主文で次のように言っている。

神は被造物の秩序全体の外に存しており、被造物はすべて神へと秩序づけられているが、その逆ではないということから、被造物は「実在的な仕方では (realiter)」神自身へと関連づけられるが、しかし、神においては、神の被造物に対する何らかの「実在的」な関係が存しているのではなく、被造物が神自身へと関連づけられる限りにおける、単なる「概念的 (secundum rationem)」な関係が存しているに過ぎない、ということでは明らかである⁽⁸⁾。

万物は神によって造られた被造物であり、その限りにおいて神へと実在的な仕方でも秩序づけられている。いかなる被造物も、その存在の原因を自らのうちに有しているわけではない。被造物の存在は、神によって創造された存在であり、その意味で、被造物の神への秩序づけはまったく「実在的」である。これに対して、神自身は「被造物の秩序全体の外に存しており」、被造物が神へと実在的に秩序づけられるとしても、このことから、神から被造物への何らかの実在的な関係が帰結されるのではなく、その関係は単なる概念的なものにすぎない。

したがって、すべては神によって統率されていると言っても、その統率は永遠的なものであり、その統率から、被造物への実在的な関係が導き出されるわけではない。「神は被造物の秩序全体の外に存しており、被造物はすべて神へと秩序づけられているが、その逆ではない」からである。

人間は、実在的な仕方でも神へと秩序づけられている。そして、すべては神によって統率されている。しかし、いかに神を似姿として表現していると言っても、神自身はまったく自由で永遠的であり、何ら被造物と同列的なものではない。この点は、非常に重要な前提である。我々が神からその存在を受け取っているが、このことから、人間の神に対する何らかの権利が帰結されるわけではない。その存在は、一方的な恵みとして与えられているのである。

Ⅲ. 自然法とは何か

では、これに対して自然法とはそもそも何を意味しているのだろうか。トマスは、「法の多様性」について扱っている『神学大全』二—一部第九一問題の、第二項主文で、次のように言っている。

すべてのものは、永遠法の「刻印」に基づいて固有なはたらきと目的への傾きを有する限り、何らかの仕方でも永遠法を分有していることは明らかである。しかるに、他のものの中で理性的被造物は、摂理に「与る者 (particeps)」となり、自己自身と他のものを配慮する限り、何らかのより卓越的な仕方でも神の摂理に服属している。それゆえ、理性的被造物自身においては、それによって然るべき「はたらき」と「目的」への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている。そして、理性的被造物における永遠法のかかる分有が、「自然法 (lex naturalis)」と言われる⁹⁾。

すべてのものは、神の摂理によって支配されており、「宇宙の共同体全体が神的な理念によって統率されている」。したがって、すべてのものはそのように支配され、統率されている限りにおいて、何らかの仕方でも永遠法に与っている。すなわち、「すべてのものは、永遠法の刻印に基づいて固有なはたらきと目的への傾きを有する限り、何らかの仕方でも永遠法を分有している」のである。

しかるに、理性を有するか否かで、その分有のあり方が大きく異なっている。理性を欠いているものは、理性的な認識ができないことから、ただ動かされるだけで、自らによって自らを動かすことは不可能である。それらは、永遠法の分有に基づく内的な傾きに即して、いわば必

然的な仕方では動かされる。じっさい、自らを動かすためには、理性に基づく判断が必要なのである。

これに対して、理性的な存在は、自らの理性的な本性に即して、神の似姿であり、自らのほたらきの主である。そして、かかる主権に基づいて、自らを何らかの仕方では統率している。したがって、理性的被造物は、このような主権を有する者として神から統率されており、「理性的被造物は、摂理に与る者となり、自己自身と他のものを配慮する限り、何らかのより卓越的な仕方では神の摂理に服属している」。

それゆえ、理性を有する者はより卓越した仕方では永遠法に服していることになる。さらに、「法とは、或る完全な共同体を統率する統治者における、実践理性の何らかの命令に他ならない」から、理性的被造物における永遠法の分有は、宇宙の統率者である神が下す命令という仕方では捉えられ、「理性的被造物自身においては、それによって然るべきはたらきと目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている」。そして、かかる分有が「自然法」として位置づけられる。

人間は、神の似姿として、永遠なる神を何らかの形相的な仕方では表現している。その限りにおいて、人間は永遠なる神の統率により卓越した仕方では与っており、自らのほたらきの主として自己を統率している。このことは、人間の自己統率が神の統率へと秩序づけられていることを意味していると言えよう。そして、そのような方向づけのために、「それによって然るべきはたらきと目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている」のであり、自然法はこの傾きに即して我々のうちに存している。

IV. 永遠法と自然法

自然法とは永遠法の分有であり、人間の個別的超越性はこの自然法に即して正しく秩序づけられる。では、「自らによって自らを動かす」という人間の自己統率は、永遠法の観点からどのように方向づけられるのであろうか。じっさい、人間は神の似姿であると言っても、すべての人間が範型である神を正しく表現しているとは限らない。トマスは、「永遠法」について論じている『神学大全』二—一部第九三問題の、第六項で、「人間的なことがらはすべて永遠法のもとにあるか」を問題にしており、その主文で次のように言っている。

先に言われたことから明らかなように、それによって何かが永遠法に服する仕方では二通りある。一つには、認識という仕方では永遠法が分有される限りにおいてであり、他の場合は、動的な根源という仕方では分有される限りにおける、「能動と受動 (actio et passio)」という仕方によってである。そして、先に言われたように、この第二の仕方では、非理性的被造物は永遠法に服している。しかし、理性的本性は、それによってすべての被造物と共通であるとともに、理性的である限り何か自らに固有なものを有しているから、両方の仕方では永遠法に服している。なぜなら、先に言われたように、永遠法の「観念 (notio)」を何らかの仕方では有しているからである。そしてさらに、各々の理性的被造物には、「永遠法に調和するところのもの」へと向かう「自然本性的な傾き」が内在している。実際、『倫理学』第二巻で言わ

れているように、我々は徳を持つべくして生まれついている⁰⁰。

永遠法は万物の統宰理念であるから、すべてのものは永遠法のもとにある。しかし、その服属の仕方には、自らが動かすところの根源を永遠法から受け取るという意味での「能動と受動」に基づく様態と、「認識」を通じて永遠法が分有されるという様態の二通りがある。そして、すべての被造物は、その運動の根源を神から原因づけられている以上、能動と受動という仕方
で永遠法に服している。

これに対して、理性的本性を有する者は、理性的な認識が可能であるから、その認識を通じても永遠法に服することができる。それは、「永遠法の観念を何らかの仕方
で有しているから」であり、ここから、自然法が基礎づけられると言えよう。永遠法の分有ということは、永遠法の観念を有することに他ならない。さらにこのことは、「それによって然るべきはたらきと目的への自然本性的な傾きを有するところの、永遠なる理念が分有されている」ことを意味している。したがって、「各々の理性的被造物には、永遠法に調和するところのものへと向かう自然本性的な傾きが内在している」のであり、「我々は徳を持つべくして生まれついている」。

しかしながら、人間は徳へと秩序づけられているとしても、現実的に徳を有するか否かは、また別の問題である。トマスは、同じ個所で、次のように言っている。

したがって、善い人々は、つねに永遠法に即して行為する者のように、完全な仕方
で永遠法に服している。これに対して、悪しき人々は、不完全な仕方
で善を認識し、不完全な仕方
で善へと傾かされるように、たしかに永遠法に服してはいるが、それは彼ら自身の行為に関して不完全な仕方
である。しかるに、能動の側から欠けている限り、受動の側から補われるのであり、彼らは永遠法に適合するところのものを為すことが欠けている限り、永遠法が彼らに関して教示しているところを蒙っているわけである⁰¹。

「我々は徳を持つべくして生まれついている」から、徳を有するところの善い人々は、自らに内在する「然るべきはたらきと目的への自然本性的な傾き」に即して行為するのであり、その行為は永遠法に即した行為として位置づけられる。そして、「つねに永遠法に即して行為する者」である限り、「完全な仕方
で永遠法に服している」。

これに対して、悪しき人々は、善の認識と善への傾きにおいて不完全であるから、永遠法に服するとしても、その服属の仕方
は不完全である。さらに「彼ら自身の行為」という能動の側から欠けている限り、その受動の側から何らかの仕方
で補われることになる。したがって、悪しき人々は、その能動に関する欠損に基づいて、受動の側から永遠法によって補われるのであり、「永遠法が彼らに関して教示しているところを蒙っているわけである」。

結び 自然法の超越性

すべてのものは永遠なる神の統宰によって支配されており、永遠法のもとにある。しかし、理性を有する者は、自らははたらきの主であるから、特別な仕方
で神の摂理に与っており、自

らを統率する者として、神の統率へと秩序づけられている。

しかるに、人間がその主であるところの「人間の行為」は、「能動と受動の根源」に基づいており、「自らによって自らを動かす」ことから可能になる。そして、このような「能動と受動の構造」は、自然法と永遠法の関係においても認められるように思われる。じっさい、永遠法の分有である自然法を有するということは、自然法によって自らを秩序づけると同時に、その自然法を通じて永遠法へと秩序づけられていることを意味していると言えよう。

さらに、「善い人々は、つねに永遠法に即して行為する者のように、完全な仕方では永遠法に服している」ということは、このような能動と受動の秩序づけに基づいている。すなわち、「つねに永遠法に即して行為する」という「能動」が、完全な仕方での永遠法へと秩序づけられるという「受動」を可能にするのである。

これに対して、悪しき人々は、不完全な仕方では行為するという「能動」に基づいて、不完全な仕方では永遠法へと秩序づけられるという「受動」を帰結するのであり、「能動の側から欠けている限り、受動の側から補われる」。その結果、「彼らは永遠法に適合するところのものを為すことが欠けている限り、永遠法が彼らに関して教え示しているところを蒙っている」。

それゆえ、このような能動と受動の構造こそ、「自然法の超越性」を可能にしていると考えられる。それは、かかる能動と受動の構造の中で、自らを永遠なる統率へと自体的な仕方では秩序づけるという「超越性」である。自らのはたらきの主としての「主権」は、そして、神の似姿としての「表現」は、「自然本性的」であると同時に何らかの仕方では「永遠的」であるところの、動的で超越的な構造において、自然法に即して、本来成立しているわけである。

略号

- S.T. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae* (『神学大全』), ed. Paulinae, Torino, 1988.
佐々木2005 佐々木亘『トマス・アクィナスの人間論－個としての人間の超越性－』, 知泉書館.
佐々木2008 佐々木亘『共同体と共同善－トマス・アクィナスの共同体論研究－』, 知泉書館.

註

- (1) 佐々木 2005, pp.144-145参照。
- (2) 佐々木 2008, pp.111-112参照。
- (3) S.T. I-II, q.90, a.2, c. Primum autem principium in operativis, quorum est ratio practica, est finis ultimus. Est autem ultimus finis humanae vitae felicitas vel beatitudo, ut supra habitum est (q.2, a.7; q.3, a.1; q.69, a.1). Unde oportet quod lex maxime respiciat ordinem qui est in beatitudinem. – Rursus, cum omnis pars ordinetur ad totum sicut imperfectum ad perfectum; unus autem homo est pars communitatis perfectae: necesse est quod lex proprie respiciat ordinem ad felicitatem communem..... In quolibet autem genere id quod maxime dicitur, est principium aliorum, et alia dicuntur secundum

ordinem ad ipsum: sicut ignis, qui est maxime calidus, est causa caliditatis in corporibus mixtis, quae intantum dicuntur calida, inquantum participant de igne. Unde oportet quod, cum lex maxime dicatur secundum ordinem ad bonum commune, quodcumque aliud praeceptum de particulari opere non habeat rationem legis nisi secundum ordinem ad bonum commune. Et ideo omnis lex ad bonum commune ordinatur.

- (4) 佐々木 2005, p.62参照。
- (5) 佐々木 2005, p.170参照。
- (6) *S.T.* I-II, q.91, a.1, c. sicut supra (q.90, a.1, ad 2; a.3 et a.4) dictum est, nihil est aliud lex quam quoddam dictamen practicae rationis in principe qui gubernat aliquam communitatem perfectam. Manifestum est autem, supposito quod mundus divina providentia regatur, ut in Prima (q.22, a.1, ad 2) habitum est, quod tota communitas universi gubernatur ratione divina. Et ideo ipsa ratio gubernationis rerum in Deo sicut in principe universitatis existens, legis habet rationem. Et quia divina ratio nihil concipit ex tempore, sed habet aeternum conceptum, ut dicitur *Prov.*8,[23]; inde est quod huiusmodi legem oportet dicere aeternam.
- (7) *S.T.* I-II, q.90, a.3, ad 3. sicut homo est pars domus, ita domus est pars civitatis: civitas autem est communitas perfecta, ut dicitur in I *Polit.*. Et ideo sicut bonum unius hominis non est ultimus finis, sed ordinatur ad commune bonum; ita etiam et bonum unius domus ordinatur ad bonum unius civitatis, quae est communitas perfecta. Unde ille qui gubernat aliquam familiam, potest quidem facere aliqua praecepta vel statuta; non tamen quae proprie habeant rationem legis. 佐々木 2008, pp.70 – 71参照。
- (8) *S.T.* I, q.13, a.7, c. Cum igitur Deus sit extra totum ordinem creaturae, et omnes creaturae ordinentur ad ipsum, et non e converso, manifestum est quod creaturae realiter referuntur ad ipsum Deum; sed in Deo non est aliqua realis relatio eius ad creaturas, sed secundum rationem tantum, inquantum creaturae referuntur ad ipsum.
- (9) *S.T.* I-II, q.91, a.2, c. manifestum est quod omnia participant aequaliter legem aeternam, inquantum scilicet ex impressione eius habent inclinationes in proprios actus et fines. Inter cetera autem, rationalis creatura excellentiori quodam modo divinae providentiae subiacet, inquantum et ipsa fit providentiae particeps, sibi ipsi et aliis providens. Unde et in ipsa participatur ratio aeterna, per quam habet naturalem inclinationem ad debitum actum et finem. Et talis participatio legis aeternae in rationali creatura lex naturalis dicitur.
- (10) *S.T.* I-II, q.93, a.6, c. duplex est modus quo aliquid subditur legi aeternae, ut ex supradictis patet (q.93, a.5) : uno modo, inquantum participatur lex aeterna per modum cognitionis; alio modo, per modum actionis et passionis, inquantum participatur per modum principii motivi. Et hoc secundo modo subduntur legi aeternae irracionales creaturae, ut dictum est (q.93, a.5) . Sed quia rationalis natura, cum eo quod est commune omnibus creaturis, habet aliquid sibi proprium inquantum est rationalis, ideo

secundum utrumque modum legi aeternae subditur: quia et notionem legis aeternae aliquo modo habet, ut supra dictum est (q.93, a.2) ; et iterum unicuique rationali creaturae inest naturalis inclinatio ad id quod est consonum legi aeternae; sumus enim innati ad habendum virtutes, ut dicitur in II *Ethic.*

- (11) *S.T.* I-II, q.93, a.6, c. Sic igitur boni perfecte subsunt legi aeternae, tanquam semper secundum eam agentes. Mali autem subsunt quidem legi aeternae, imperfecte quidem quantum ad actiones ipsorum, prout imperfecte cognoscunt et imperfecte inclinantur ad bonum: sed quantum deficit ex parte actionis, suppletur ex parte passionis, prout scilicet intantum patiuntur quod lex aeterna dictat de eis, inquantum deficiunt facere quod legi aeternae convenit.

本稿は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究C）による、研究成果の一部である。